

にかほ市マスコット「にかほっぺん」デザイン使用要綱

令和6年5月1日
にかほ市告示第98号

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市マスコット「にかほっぺん」（以下「マスコット」という。）のデザインを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 マスコットの名称及びデザインは、次のとおりとする。

- (1) 名称は、「にかほっぺん」とする。
- (2) この告示においてデザインとは、デザイン利用マニュアルに定められたものとする。

(マスコット権利)

第3条 マスコットのデザインに関する権利は、市に帰属する。

(使用承認申請)

第4条 マスコットのデザインを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、にかほ市マスコット「にかほっぺん」デザイン使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合については、別に定めるものとする。

- (1) 市の機関が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除きマスコットのデザインの使用を承認することができる。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 市について正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) マスコットのデザインを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他市長がマスコットのデザインの使用について不適当と認めたとき。

2 前条の承認は、にかほ市マスコット「にかほっぺん」デザイン使用承認書（様式第2号）をもって承認し、承認しない場合は、にかほ市マスコット「にかほっぺん」デザイン使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

3 市長は、第1項の規定によりマスコットのデザインの使用を承認する場合において、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 マスコットのデザインの使用料は、無償とする。

(使用期間)

第7条 マスコットのデザインの使用期間は、2年とする。

(売上報告)

第8条 承認を受けた者が商品の製造及び販売を目的として使用した場合は、にかほ市マスコット「にかほっぺん」商品売上状況報告書(様式4号)を提出し、当該年度の実績を報告しなければならない。

(承認内容の変更の申請)

第9条 承認を受けた者が承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、にかほ市マスコット「にかほっぺん」デザイン使用変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、にかほ市マスコット「にかほっぺん」デザイン使用変更承認書(様式第6号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、第11条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第10条 市長は、マスコットのデザインの使用がこの告示及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットのデザインの使用の承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- 2 前項の承認の取り消しは、にかほ市マスコット「にかほっぺん」使用承認取消書(様式第7号)をもって行うものとする。

(遵守事項)

第11条 マスコットのデザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザイン利用マニュアルに定められた使用方法と著しく異なる方法で使用しないこと。
- (4) 裏返し又は規格外の展開、一部使用など、応用使用はしないこと。
- (5) 原則として、物品等には「にかほ市マスコット「にかほっぺん」」との表記を付すること。
- (6) 原則として、物品等には承認番号を付すること。
- (7) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (8) マスコットの使用物件は、にかほ市が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質等を保証するものでないことを承知し、マスコットの使用物件に関し、事故又は苦情が生じた場合は、利用者の責任において必要な措置を講じること。

(損害賠償)

第12条 承認を受けた者は、マスコットのデザインの使用に起因する問題により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、マスコットのデザインの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。